

函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 函館市公共交通運転手確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、バスおよびタクシー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を図り、もって将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「バス事業者」 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業または同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（主として観光の用に供する貸切バス事業に限る。）を営む者をいう。
- (2) 「タクシー事業者」 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 「二種免許」 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許および普通第二種免許をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、函館市内に主たる営業所を置くバス事業者およびタクシー事業者とする。

(補助対象事業および補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、従業員の二種免許取得に係る別表に掲げる経費をすべて事業者が負担して従業員に二種免許を取得させる事業とする。ただし、

国および北海道が同様の補助事業（以下「国等補助」という。）を実施している年度においては、当該国等補助へ応募している事業に限る。なお、事業者ごとに補助対象となる二種免許の区分は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) バス事業者 | 大型第二種免許および中型第二種免許 |
| (2) タクシー事業者 | 普通第二種免許 |
| (3) 両方の事業を営む者 | すべての二種免許 |

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は二種免許を取得した者に係る別表に掲げる事業者が負担する経費の全額、または、取得した二種免許の区分ごとに次に定める上限額のいずれか低い額とする。ただし、補助対象事業の実施に要する経費にかかる消費税および地方消費税のうち、仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分については、補助対象としない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 大型第二種免許を取得する場合 | 50万円 |
| (2) 中型第二種免許を取得する場合 | 40万円 |
| (3) 普通第二種免許を取得する場合 | 30万円 |

3 前項の規定にかかわらず、国等補助金の交付を受ける場合は、前項に規定する補助対象経費から国等補助の額を控除するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする年度は、補助事業により取得した二種免許の取得日が属する年度に限るものとする。ただし、国等補助の交付を受ける場合は、国等補助の額の確定通知日が属する年度に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に1／2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限として、予算の範囲内において決定する。

（事前着手届の提出）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助対象事業の着手前に、函館市公共交通運転手確保事業費補助金事前着手届（別記第1号

様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業により取得した二種免許の取得日または国等から別に交付を受ける補助金等の額の確定通知日のいずれか遅い日の翌日から起算して30日を経過する日または補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）
- (3) 補助事業の支払いに係る領収書の写し
- (4) 二種免許取得者の運転免許証の写し
- (5) 別表に掲げる経費を事業者が負担したことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、国等補助の交付を受ける場合は、前項に掲げる書類のほか、国等補助の金額等が確認できる書類を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助事業の内容が適正であるかどうかを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第3号様式）により当該申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付すことができる。

（補助金の額の確定等）

第10条 補助金の額を確定したときの通知は、前条第1項に規定する別記第3号様式による通知書によるものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（運転業務への従事）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して2年以内の間は、補助事業により二種免許を取得した従業員を運転業務に従事させなければならない。ただし、事前に二種免許取得者離職等承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、市長からの書面による承認を得た場合はこの限りではない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定に違反した場合は、補助金の返還を請求することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別 表)

| 事業者が負担する経費 |
|--|
| <p>1 道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所で教習を受けるために必要な費用のうち、以下に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・入学金・適正検査料・学科教習料・技能教習料・効果測定料・教材費・写真代・検定料・保険料・仮免許手数料・本免許手数料・その他必要と認められる経費 <p>ただし、規程時限を超えて受講する教習料金および、2回目以降の受検にかかる検定料については対象外とする。</p> |

別記第1号様式（第7条関係）

函館市公共交通運転手確保事業費補助金事前着手届

年　月　日

函館市長 様

住 所

届出者

氏名または団体名
および代表者氏名

標記補助金に係る次の事業について、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

なお、本事業に関して、補助金が交付決定されなかった場合においても、異議の申し立てを行いません。

記

1 二種免許取得予定者

免許種別：

氏 名：

2 着手予定年月日

年　月　日

※複数名が二種免許取得を予定している場合は、別紙で一覧を添付すること。

※取得予定者の運転免許証（写）を添付すること。

別記第2号様式（第8条関係）

年度　函館市公共交通運転手確保事業費補助金
交付申請書 兼 実績報告書

年　月　日

函館市長 様

住 所
申請者

氏名または団体名
および代表者氏名

標記の補助事業に関し、補助金等の交付を受けたいので、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 二種免許取得者

免許種別：

氏 名：

2 補助事業等の着手および完了の日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

3 補助事業等に要する経費 金 円

4 補 助 金 等 交 付 申 請 額 金 円

別記第3号様式（第9条および第10条関係）

年度 函館市公共交通運転手確保事業費補助金
交付決定通知書 兼 額の確定通知書

函 企 交
年 (年) 月 日

住所
補助事業者
氏名

函館市長

年 月 日付で申請のあった函館市公共交通運転手確保事業費補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり交付決定し、同額で補助金の額を確定したので、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付要綱第9条および第10条の規定により通知する。

記

- 1 この補助事業に要する経費および補助金等の額は、次のとおりとする。

| 補助事業等に要する経費 | 補助金等の額 |
|-------------|--------|
| 円 | 円 |

- 2 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。
- (3) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (4) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。

(5) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。

- (ア) この補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (6) 補助事業者は、この補助事業により二種免許を取得した従業員について、その免許を取得した日の翌日から起算して2年以内の間は運転業務に従事させなければならない。ただし、事前に市長からの書面による承認を得た場合はこの限りではない。
- (7) 補助事業者は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第4号様式（第12条関係）

年　　月　　日

函館市長 様

住所
申請者

氏名または団体名
および代表者氏名

二種免許取得者離職等承認申請書

函館市公共交通運転手確保事業費補助金を受けて二種免許を取得した者について、以下の理由により運転業務に従事させないこととしたいので、函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付要綱第12条第1項ただし書きの規定に基づき申請します。

記

1 二種免許取得者

- ・ 氏名
- ・ 二種免許取得日

2 運転業務に従事しない理由

3 その他必要な事項

4 担当者連絡先